

## 新潟市北区社会福祉協議会 子育て支援事業助成実施要綱

### 1 目的

子育て中の親などを対象に社会参加・交流の機会のための集いの場を運営する団体を支援し、子育て不安や社会的孤立を解消する居場所づくりの活動が地域で広がることを目的とする。

### 2 対象団体

子育て支援事業の目的を理解し、かつ実施することができる団体

### 3 対象事業

助成対象事業は、次の各号に掲げる要件をすべて満たす活動とする。

- (1) 月1回以上定期的に開催すること。但し、会場等の都合により毎月開催することが難しい場合は、その限りではない。
- (2) 参加人数は1回あたり概ね親子3組以上であること。

### 4 対象経費及び助成限度額

助成対象経費及び助成限度額は次の各号に掲げるとおりとする。

#### (1) 対象経費

事業費全般

#### (2) 助成限度額

月2,500円 × 活動月数（上限年間30,000円）

### 5 助成の交付申請

助成金の交付を受けようとする場合、子育て支援事業交付申請書（別記様式第1号）及び関係書類を添えて、新潟市北区社会福祉協議会会长（以下「会長」という。）に提出しなければならない。

### 6 交付の決定

会長は、助成金の交付の申請があったときは、当該申請に係る書類を審査し、適当であると認めたときは、速やかに助成金の交付を決定するものとする。

### 7 実績報告

助成金の交付決定を受けた者は、助成の対象となる事業が終了した年度末までに、当該事業の実績報告書（別記様式第2号）、収支決算報告書（別記様式第3号）及び証憑書類を添えて会長に報告しなければならない。

## **8 助成額の確定**

会長は、当該事業実績報告書の審査等により、交付決定の内容に適合する事業が行われたと認めたときは、交付すべき助成金の額を確定するものとする。

## **9 助成金の交付**

助成金の交付は助成の額の確定後、助成金を支払うものとする。

## **10 その他**

この要綱に定めるもののほか、助成金の交付に関し必要な事項は別に定める。

### **附 則**

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

### **附 則**

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

### **附 則**

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。